平成２７年（フ）第１５８号
埼玉県所沢市大字北岩岡457番地の26
破産者　高山　伸助
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０３号
静岡市清水区西久保168番地の18　サンブリッジ諏訪上102号、破産手続開始決定時の住所静岡県富士市中里11番地の２
破産者　佐野　臣一
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２２７号
静岡県浜松市南区三島町229、開始決定時の住所静岡県浜松市中区向宿１丁目22番７号
破産者　淺倉　敬一
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
静岡県浜松市南区瓜内町571－１　メローネＩＮＮ　２階　201号室、破産開始決定時の住所静岡県浜松市南区松島町1417番地の１
破産者　古山　勇治
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
静岡県浜松市南区瓜内町571－１　メローネＩＮＮ　２階　201号室、破産開始決定時の住所静岡県浜松市南区松島町1417番地の１
破産者　古山　恵子
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
名古屋市南区呼続３丁目２番14号
破産者　阿知波昌也
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２４号
名古屋市北区中味鏡３丁目915番地、従前の住所名古屋市守山区天子田３丁目518番地の１
破産者　松原　　茂
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６７号
名古屋市港区港北町４丁目41番地　レオパレス土古第１　107号、従前の住所名古屋市港区甚兵衛通２丁目19番地の２　レインボー惟信102号
破産者　中川第八産業こと　西潟　　勉
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２７号
名古屋市千種区春里町４丁目38番地　第五栄和マンション201号
破産者　土橋奈緒美
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町14番３号
破産者　山下　佳伸
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
秋田市金足小泉字潟向65番地、前住所茨城県土浦市神立東２丁目26番８－420号青雲寮Ｂ
破産者　奈良　森紹
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８号
秋田県大館市十二所字川端103番地１、前住所神奈川県厚木市愛甲２丁目15番10号宮添ハイツ12
破産者　田村　雅樹
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１３号
秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷409番地　さくらぎの里Ｄ－３－３、前住所秋田県仙北市角館町上菅沢458番地１
破産者　佐藤　茂子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１０６号
富山市新屋10番地　市営住宅８棟103号、開始決定時の住所富山市経堂１丁目212番地
破産者　池上　英俊
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５３号
静岡県磐田市上岡田416番地24、前住所静岡県磐田市見付5961番地１
破産者　福川　直哉
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
高知県高岡郡四万十町茂串町１番６号（前住所　高知県高岡郡四万十町香月が丘６番７号）
破産者　山﨑　明子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部